ご遺族の手続きを支援するガイドブック

東京都北区
令和８年（2026年）10月

遺族サポートデスク利用案内　予約制

ご遺族の気持ちに寄り添い、手続きに関する不安や負担を
軽減するために、状況に応じてさまざまな相談ができます。

●予約電話　０３－５９４８－９７５７
午前９時～午後５時
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
北区役所第二庁舎２階１４番　遺族サポートデスク

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
東京都北区では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、区役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようガイドブックを作成いたしました。
このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

東京都北区役所

事前準備について

東京都北区役所で各種手続きをする今後の流れです。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



STEP 1 **持ち物の確認**

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 **委任状について**

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
委任状の書き方について、事前に北区ホームページや各手続きの担当部署にてご確認ください。

STEP 3 **遺族サポートデスクの予約（☎03-5948-9757）**

遺族サポートデスクをご利用される場合は、事前に電話予約をしてください。
詳しくは、4ページをご覧ください。

STEP 4 **各種手続きチェックリスト**

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。なお、亡くなられた方の戸籍に関する証明書が必要な場合は、死亡日が記載された戸籍に関する証明書をお持ちください。

※死亡日が記載された戸籍謄本等は、死亡届を出されてからすぐには交付できません。死亡届を本籍地に届ければ 2 週間程度、本籍地以外は 2 週間以上死亡の記載がされるのにお時間がかかる場合がございます。詳しくは、亡くなられた方の本籍地にお問い合わせください。

STEP 5 **ご来庁ください**

本紙と必要なものをご持参のうえ、東京都北区役所へお越しください。

スマートフォンやパソコンで、簡単な質問に答えるだけで区役所内で必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」もご活用ください。
URL：https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13117

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要なことが多いので、ご用意のうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

□ 認印（※相続人代表及び喪主）

□ 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、**委任状**が必要な場合があります。

亡くなられた方の必要なもの

□ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳・年金証書等）

□ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書など）

□ 介護保険被保険者証

□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、心身障害者医療費助成制度（マル障）医療費助成受給者証（難病・小児慢性）、自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）

本人確認書類について

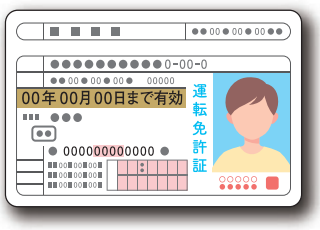
□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

□ ２点で本人確認できる書類

各種健康保険・資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3カ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（43 ページ参照）
4カ月以内			○所得税の準確定申告 （44 ページ参照）
10カ月以内		○遺産分割協議 （43 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （44 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

北区で必要な手続きについては 7 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

遺族サポートデスクのご案内

東京都北区では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「遺族サポートデスク」を設置しています。ご利用には、**事前に電話予約が必要です。**

※亡くなられた方が東京都北区に住民登録をされていた方が対象です。

遺族サポートデスクでできること

●必要な手続きの相談・受付・案内ができます

必要な手続きについての相談や受付をいたします。また、担当課での手続きが必要なものや区役所外での手続きについて、担当窓口をご案内いたします。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。
※記入していただく書類もあります



●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

●電話予約

電話番号：**03-5948-9757**

受付時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

※遺族サポートデスクを利用する 4 営業日前までにご予約ください。
※ご予約の際、手続きに必要な情報の聞き取りや、ご来庁の際に必要なもちもののご案内をいたします

遺族サポートデスク
（おくやみコーナー）のご案内

東京都北区遺族サポートデスク

場　　所：東京都北区役所第二庁舎 2 階 14 番
受付時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	□	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	P.8
	□	印鑑登録をしていた	P.8
年金	□	国民年金・厚生年金に加入、または受給していた	P.9
	□	配偶者が国民年金第3号被保険者だった	P.9
	□	共済年金・農業者年金・各種年金基金に加入、または受給していた	P.10
保険	□	国民健康保険に加入していた	P.11
	□	後期高齢者医療制度に加入していた	P.12
	□	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）、特定疾病療養受療証を持っていた	P.13
保険介護	□	65歳以上または介護認定を受けていた	P.14
子ども	□	児童手当を受給していた	P.14
	□	ひとり親家庭等の手当・医療費助成の申請対象になった	P.15
	□	児童育成手当を受給していた	P.16
	□	児童扶養手当を受給していた	P.17
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.18
	□	ひとり親家庭等医療証を持っていた	P.19
	□	子ども医療証を持っていた	P.20
	□	子どもが区内の認可保育園に入園していた	P.20
	□	子どもが区立認定こども園に入園している	P.21
	□	子どもが私立幼稚園、私立認定こども園に入園している	P.21
	□	子どもがわくわく☆ひろばを利用している	P.22

簡単に手続きを確認したい方はコチラから

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障害）	□	障害者扶養共済制度に加入していた（年金支給請求）	P.23
	□	障害者扶養共済制度に加入していた（弔慰金支給請求）	P.23
	□	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を持っていた	P.24
	□	特別障害者手当を受給していた	P.24
	□	心身障害者福祉手当を受給していた	P.25
	□	重度心身障害者手当を受給していた	P.25
	□	障害児福祉手当を受給していた	P.26
	□	心身障害者医療費助成制度（マル障）の医療費受給者証を持っていた	P.26
	□	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.27
	□	医療費助成受給者証（難病・小児慢性）を持っていた	P.27
公害保健	□	公害認定患者で生計を同じくしていた方がいた	P.28
	□	公害認定患者の方の葬祭を行った	P.29
高齢福祉	□	高齢者に関する各種サービスを利用していた	P.30
	□	シルバーパスを利用していた	P.30
	□	高齢者ヘルシー入浴補助券を持っている	P.31
税金	□	原付バイクや小型特殊自動車を持っていた	P.32
	□	代表として固定資産を共有していた	P.32
	□	住民税が課されていた	P.33
ペット	□	犬の飼い主だった	P.34

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。亡くなられた方の各種手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、手続きが終わるまでは保管してください。 手続きが終わった後、マイナンバーカードは破棄していただいて構いません。また、区民事務所に返納していただくこともできます。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類（手続きする方のもの） □ マイナンバーカード（亡くなられた方のもの）	個人番号カード交付係 ☎ 03-3908-1329 王子区民事務所 ☎ 03-3908-8745 赤羽区民事務所 ☎ 03-5948-9541 滝野川区民事務所 ☎ 03-3910-0141

MEMO

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が２人以上いる

手続き　世帯主変更届

手続き詳細	期　限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が２人以上いるときに、必要な場合があります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類（手続きする方のもの）	王子区民事務所 ☎ 03-3908-8745 赤羽区民事務所 ☎ 03-5948-9541 滝野川区民事務所 ☎ 03-3910-0141

印鑑登録をしていた

手続き　印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
印鑑登録をされていた方が亡くなられた場合、その方の印鑑登録は亡くなられた日をもって失効します。 印鑑登録証（カード）は破棄していただいて構いません。また、区民事務所に返却していただくこともできます。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑登録証（カード）	王子区民事務所 ☎ 03-3908-8745 赤羽区民事務所 ☎ 03-5948-9541 滝野川区民事務所 ☎ 03-3910-0141

2. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の年金加入や納付の状況、ご遺族の状況などにより、該当する手続きが異なります。事前にお問い合わせのうえ、手続きしてください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせには、亡くなられた方の基礎年金番号または年金証書番号が必要です。手続きに必要なものは、お問い合わせ時に確認してください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

配偶者が国民年金第３号被保険者だった

手続き 国民年金の種別変更手続き

手続き詳細	期　限
厚生年金などの加入者が亡くなられたとき、その方に扶養されていた60歳未満の配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更する必要があります。詳細はお問い合わせください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方の配偶者本人
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせには、亡くなられた方の配偶者の基礎年金番号が必要です。手続きに必要なものは、お問い合わせ時に確認してください。	国保年金課 国民年金係 （第一庁舎２階26番） ☎ 03-3908-1139 北年金事務所 ☎ 03-3905-1011

共済年金・農業者年金・各種年金基金に加入、または受給していた

手続き　遺族厚生年金の請求

亡くなられた方の状況	問い合わせ先
共済年金に加入、または受給していた	共済組合
農業年金に加入、または受給していた	農業者年金基金　☎ 03-5919-0331
各種年金基金に加入、または受給していた	各種年金基金

MEMO

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から２年以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 国民健康保険資格確認書（亡くなられた方のもの） □ 葬儀代金の領収書原本 □ 死亡診断書 □ 葬儀代金を支払った方の口座番号	葬儀代金を支払った方（領収書の宛名の方） **問い合わせ先** 国保年金課 国保給付係 （第一庁舎２階22番） ☎ 03-3908-1132

手続き② 国民健康保険資格確認書の返却

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合、亡くなられた方の資格確認書を返却してください。 ※資格情報通知書（資格情報のお知らせ）のご返却は不要です。	亡くなられた日から14日以内 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 国民健康保険資格確認書	国保年金課 国保資格係 （第一庁舎２階23番） ☎ 03-3908-1131

手続き③ 世帯員の国民健康保険資格確認書の書換

手続き詳細	期　限
世帯主の方が亡くなられた場合、原則ご家族の国民健康保険資格確認書の書換が必要です。	亡くなられた日から14日以内 **手続き可能な人** 同一世帯員の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類（手続きする方のもの） □ 国民健康保険資格確認書	国保年金課 国保資格係 （第一庁舎２階23番） ☎ 03-3908-1131

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合、区役所または区民事務所の窓口で返却していただく必要があります。 ※資格情報のお知らせのご返却は不要です。	亡くなられてから14日以内 （ただし医療機関清算等が終了次第）
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 高齢医療係 （第一庁舎２階21番） ☎ 03-3908-9069

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から２年間
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬儀代金を支払った方の口座番号 □ 葬儀代金の領収書原本	国保年金課 高齢医療係 （第一庁舎２階21番） ☎ 03-3908-9069

3. 保険に関する手続き

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）、特定疾病療養受療証を持っていた

手続き　限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などの返却

手続き詳細	期　限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返却していただく必要があります。	返却期限は特段設けておりません **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）、特定疾病療養受療証	国保年金課 国保給付係 （第一庁舎２階22番） ☎ 03-3908-1132 国保年金課 高齢医療係 （第一庁舎２階21番） ☎ 03-3908-9069

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証を返却してください。また、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、併せて返却してください。	原則、亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証	介護保険課 介護保険料係 （第一庁舎１階12番） ☎ 03-3908-1285
□ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 介護給付係 （第一庁舎１階13番） ☎ 03-3908-1286

5. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期　限
【保護者が亡くなられた場合】 児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場で申請してください。 【児童が亡くなられた場合】 児童手当の対象児童が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失されます。他に児童手当の対象児童がいる場合は、手当額改定の手続きが必要です。	亡くなられた日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	【保護者が亡くなられた場合】 今後児童を養育する方 【児童が亡くなられた場合】 手当を受給されている方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類（申請する方のもの） □ マイナンバー確認書類（申請する方のもの） □ 口座番号確認書類（申請する方と児童のもの） □ 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（申請する方のもの）	子ども未来課 子育て給付係 （第一庁舎２階６番） ☎ 03-3908-9096

ひとり親家庭等の手当・医療費助成の申請対象になった

手続き 児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給申請

手続き詳細

児童の父母が亡くなられたことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障害を有する児童は20歳未満）の場合、状況により児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給できる場合があります。

申請する方が児童の父母でない場合や児童と別居している場合は、申請時に別途申立書が必要なため、事前にお問い合わせください。

期　限

速やかに

※各手当については、申請月の翌月分から支給

※ひとり親家庭等医療費助成については、申請日から助成対象

必要なもの

□ 本人確認書類（申請する方のもの）
□ マイナンバー確認書類（申請する方と児童のもの）
□ 口座番号確認書類（申請する方のもの）
□ 居住地が確認できる書類（申請する方の賃貸契約書や持家証明など）
□ 公的年金支給決定通知書または不支給の相談記録など（申請する方のもの）
□ 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（申請する方と児童のもの）
□ 戸籍全部事項証明書（該当する方のみ）

※児童の父または母以外の養育者が申請する場合、申請者及び対象児童全員分、対象児童の父母の戸籍または除かれた戸籍（発行から1カ月以内のもの）

※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

手続き可能な人

今後児童を養育する方

問い合わせ先

子ども未来課 子育て給付係
（第一庁舎２階６番）
☎ 03-3908-9096

MEMO

児童育成手当を受給していた

手続き　児童育成手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細

【保護者が亡くなられた場合】

児童育成手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失され、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます（所得が一定の額未満の方について、手当を支給します）。

また、申請する方が児童の父母ではない場合や児童と別居している場合は、申請時に別途申立書が必要なため、事前にお問い合わせください。

【児童が亡くなられた場合】

児童育成手当の対象児童が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失されます。ほかに児童育成手当の対象児童がいる場合は手当額改定の手続きが必要です。

期　限

亡くなられた日の翌日から15日以内

手続き可能な人

【保護者が亡くなられた場合】
今後児童を養育する方

【児童が亡くなられた場合】
手当を受給されている方

必要なもの

＜保護者が亡くなられた場合・児童が亡くなられた場合共通＞

□ 本人確認書類（申請する方のもの）

□ マイナンバー確認書類（申請する方のもの）

＜保護者が亡くなられた場合＞

□ 口座番号確認書類（申請する方と児童のもの）

□ 居住地が確認できる書類（申請する方の賃貸契約書や持家証明など）

□ 戸籍全部事項証明書（該当する方のみ）

※児童の父または母以外の養育者が申請する場合、申請者及び対象児童全員分、対象児童の父母の戸籍または除かれた戸籍（発行から1カ月以内のもの）

※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

子ども未来課 子育て給付係
（第一庁舎２階６番）
☎ 03-3908-9096

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細

【保護者が亡くなられた場合】

児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失され、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます（所得が一定の額未満の方について、手当を支給します）。年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止されることがあります。

また、申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要なため、事前にお問い合わせください。

【児童が亡くなられた場合】

児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失されます。ほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は手当額改定の手続きが必要です。

期　限

亡くなられた日の翌日から15日以内

手続き可能な人

【保護者が亡くなられた場合】
今後児童を養育する方

【児童が亡くなられた場合】
手当を受給されている方

必要なもの

＜保護者が亡くなられた場合・児童が亡くなられた場合共通＞

□ 本人確認書類（申請する方のもの）
□ マイナンバー確認書類（申請する方のもの）
□ 児童扶養手当証書

※児童扶養手当優遇制度をご利用の方は、都営交通無料乗車券及びＪＲ割引券を返却してください。

＜保護者が亡くなられた場合＞

□ 口座番号確認書類（申請する方と児童のもの）
□ 居住地が確認できる書類（申請する方の賃貸契約書や持家証明など）
□ 公的年金支給決定通知書または不支給の相談記録など
□ 戸籍全部事項証明書（該当する方のみ）

※児童の父または母以外の養育者が申請する場合、申請者及び対象児童全員分、対象児童の父母の戸籍または除かれた戸籍（発行から1カ月以内のもの）

※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

子ども未来課 子育て給付係
（第一庁舎２階６番）
☎ 03-3908-9096

特別児童扶養手当を受給していた

手続き　特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細

【保護者が亡くなられた場合】

特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失され、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。

また、申請する方が児童の父母ではない場合や児童と別居している場合は、申請時に別途調査書が必要なため、事前にお問い合わせください。

【児童が亡くなられた場合】

特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失されます。ほかに特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は手当額改定の手続きが必要です。

期　限

原則、亡くなられた月と同月内

手続き可能な人

【保護者が亡くなられた場合】
今後児童を養育する方

【児童が亡くなられた場合】
手当を受給されている方

必要なもの

＜保護者が亡くなられた場合・児童が亡くなられた場合共通＞

□ 本人確認書類（申請する方のもの）

＜保護者が亡くなられた場合＞

□ マイナンバー確認書類（申請する方と児童のもの）

□ 口座番号確認書類（申請する方と児童のもの）

※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

子ども未来課 子育て給付係
（第一庁舎２階６番）
☎ 03-3908-9096

ひとり親家庭等医療証を持っていた

手続き　ひとり親家庭等医療費助成の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細

【保護者が亡くなられた場合】

ひとり親家庭等医療証を交付されていた方が亡くなられた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失されるため、資格喪失の手続きと医療証の返却が必要です。また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます（所得が一定の額未満の方について助成します）。

また、申請する方が児童の父母ではない場合や児童と別居している場合は、申請時に別途申立書が必要なため、事前にお問い合わせください。

【児童が亡くなられた場合】

ひとり親家庭等医療費助成の対象児童が亡くなられた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失となりますので、医療証を返却してください。なお、他にひとり親家庭等医療費助成の対象児童がいる場合は、世帯員変更の手続きが必要です。

期　限

速やかに

手続き可能な人

【保護者が亡くなられた場合】
今後児童を養育する方

【児童が亡くなられた場合】
保護者

必要なもの

＜保護者が亡くなられた場合・児童が亡くなられた場合共通＞

□ 本人確認書類（申請する方のもの）

□ ひとり親家庭等医療証

＜保護者が亡くなられた場合＞

□ 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（申請する方と児童のもの）

□ 居住地が確認できる書類（申請する方の賃貸契約書や持家証明など）

□ 戸籍全部事項証明書（該当する方のみ）

※児童の父または母以外の養育者が申請する場合、申請者及び対象児童全員分、対象児童の父母の戸籍または除かれた戸籍（発行から1カ月以内のもの）

※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

子ども未来課 子育て給付係
（第一庁舎２階６番）
☎ 03-3908-9096

子ども医療証を持っていた

手続き　子ども医療費助成の資格喪失届と医療証の返却

手続き詳細

【保護者が亡くなられた場合】
子ども医療証の「保護者」欄に記載されている保護者などが亡くなられた場合、各種変更の手続きが必要です。

【児童が亡くなられた場合】
子ども医療証を交付されていた児童が亡くなられた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失されるため、資格喪失の手続きと医療証の返却が必要です。

期　限

速やかに

手続き可能な人

【保護者が亡くなられた場合】
今後児童を養育する方

【児童が亡くなられた場合】
保護者

必要なもの

- □ 本人確認書類（申請する方のもの）
- □ 子ども医療証
- □ 健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（児童の保険が変わったとき）

問い合わせ先

子ども未来課 子育て給付係
（第一庁舎２階６番）
☎ 03-3908-9096

子どもが区内の認可保育園に入園していた

手続き　区内認可保育園の手続き

手続き詳細

区内の認可保育園に在籍していた子どもの世帯構成に変更があった場合、変更の届出が必要です。

期　限

亡くなられた日の属する月の月末

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

- □ 変更届（北区様式）

問い合わせ先

保育課 入園相談係
（第一庁舎２階１番）
☎ 03-3908-9129

5. 子どもに関する手続き

子どもが区立認定こども園に入園している

手続き 区立認定こども園の手続き

手続き詳細	期　限
区立認定こども園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。 詳しくは在籍している園にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
特になし	各区立認定こども園

子どもが私立幼稚園、私立認定こども園に入園している

手続き 私立幼稚園、私立認定こども園の手続き

手続き詳細	期　限
私立幼稚園、私立認定こども園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類（手続きする方のもの） □ マイナンバー確認書類（新制度に移行した園のみ、手続きする方のもの）	子ども未来課 子ども施設係 （滝野川分庁舎 1 階 3 番） ☎ 03-3908-8143

子どもがわくわく☆ひろばを利用している

手続き　わくわく☆ひろばの手続き

手続き詳細	期　限
わくわく☆ひろばに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。 詳しくは右下問い合わせ先までお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 変更届（北区様式） または □ 利用辞退申出書（北区様式）	子どもわくわく課 運営支援係 （滝野川分庁舎 1 階 1 番） ☎ 03-3908-9361

MEMO

6．福祉（障害）に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた（年金支給請求）

手続き　障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期　限
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
状況により必要書類が異なるため、お問い合わせください。	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

障害者扶養共済制度に加入していた（弔慰金支給請求）

手続き　障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期　限
１年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
状況により必要書類が異なるため、お問い合わせください。	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を持っていた

手続き　手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳をお持ちだった場合、その資格は亡くなられた日をもって喪失します。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 身体障害者手帳 □ 精神障害者保健福祉手帳 □ 愛の手帳	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階１番、２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

特別障害者手当を受給していた

手続き　特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期　限
特別障害者手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	亡くなられてから２年以内 **手続き可能な人** ご遺族（同居のご親族）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類（手続きする方のもの）	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

6．福祉（障害）に関する手続き

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き　心身障害者福祉手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期　限
心身障害者福祉手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくするご遺族が受け取ることができます。	なし **手続き可能な人** ご遺族（同居のご親族）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類（手続きする方のもの）	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

重度心身障害者手当を受給していた

手続き　重度心身障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期　限
重度心身障害者手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくするご遺族が受け取ることができます。	なし **手続き可能な人** ご遺族（同居のご親族）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類（手続きする方のもの）	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

障害児福祉手当を受給していた

手続き　障害児福祉手当の受給資格者の喪失届・未払手当請求書

手続き詳細	期　限
障害児福祉手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする扶養義務者が受け取ることができます。	亡くなられてから２年以内
	手続き可能な人
	ご遺族（同居のご親族）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座番号確認書類（手続きする方のもの）	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

心身障害者医療費助成制度（マル障）の医療費受給者証を持っていた

手続き　心身障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成を受給していた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失されます。 医療機関等で精算が終わり次第、受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 心身障害者医療費受給者証	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階２番） ☎ 03-3908-9081 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

6．福祉（障害）に関する手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、亡くなられた日をもって使用できなくなります。 医療機関等で精算が終わり次第、自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 自立支援医療受給者証	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階１番） ☎ 03-3908-1359 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

医療費助成受給者証（難病・小児慢性）を持っていた

手続き　医療費助成受給者証（難病・小児慢性）の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が医療費助成受給者証をお持ちだった場合、亡くなられた日をもって使用ができなくなります。 医療機関等で精算が終わり次第、医療費助成受給者証（難病・小児慢性）を返却してください。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 医療費助成受給者証	障害福祉課 王子障害相談係 （第一庁舎１階１番） ☎ 03-3908-1359 障害福祉課 赤羽障害相談係 （赤羽会館６階） ☎ 03-3903-4161

7. 公害保健に関する手続き

公害認定患者で生計を同じくしていた方がいた

手続き① 遺族補償費

手続き詳細	期　限
公害認定患者の方によって生計維持されていたご遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会で認められた（認定疾病に起因して亡くなられた）場合に受け取ることができます。	亡くなられてから２年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 住民票（手続きする方の世帯全員・筆頭者・本籍・続柄記載のもの） □ 住民票の除票（亡くなられた方のもの） □ 戸籍全部事項証明書（手続きする方のもの） □ 戸籍（除籍）全部事項証明書（亡くなられた方のもの） ※手続きする方の戸籍全部事項証明書で確認できれば不要 □ 口座番号確認書類（手続きする方のもの） □ 課税（非課税）証明書（手続きする方と亡くなられた方のもの） □ 印鑑（手続きする方のもの） ※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。	健康政策課 公害保健係 （第二庁舎３階11番） ☎ 03-3908-9019

手続き② 遺族補償一時金

手続き詳細	期　限
公害認定患者の方の遺族補償費を受けることができないご遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会で認められた（認定疾病に起因して亡くなられた）場合に受け取ることができます。	亡くなられてから２年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 住民票（手続きする方の世帯全員・筆頭者・本籍・続柄記載のもの） □ 住民票の除票（亡くなられた方のもの） □ 戸籍全部事項証明書（手続きする方のもの） □ 戸籍（除籍）全部事項証明書（亡くなられた方の出生から死亡までのもの） □ 口座番号確認書類（手続きする方のもの） □ 印鑑（手続きする方のもの） ※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。	健康政策課 公害保健係 （第二庁舎３階11番） ☎ 03-3908-9019

7. 公害保健に関する手続き

公害認定患者で生計を同じくしていた方がいた

手続き③ 未支給の補償給付

手続き詳細

障害補償費を受給していた公害認定患者に未支給分がある場合、もしくは療養費または療養手当の請求後に公害認定患者が死亡し、支給が行われていない場合、公害認定患者の方と生計を同じくしていたご遺族が請求を行えます。

期　限

亡くなられてから５年以内

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

- □ 住民票（手続きする方の世帯全員・筆頭者・本籍・続柄記載のもの）
- □ 住民票の除票（亡くなられた方のもの）
- □ 戸籍全部事項証明書（手続きする方のもの）
- □ 戸籍（除籍）全部事項証明書（亡くなられた方のもの）
 ※手続きする方の戸籍全部事項証明書で確認できれば不要
- □ 口座番号確認書類（手続きする方のもの）
- □ 印鑑（手続きする方のもの）

※その他、状況により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

健康政策課 公害保健係
（第二庁舎３階11番）
☎ 03-3908-9019

公害認定患者の方の葬祭を行った

手続き 葬祭料

手続き詳細

公害認定患者の方が亡くなられたときに葬祭を行った方の請求に基づき、公害健康被害認定審査会で認められた（認定疾病に起因して亡くなられた）場合に受け取ることができます。

期　限

亡くなられてから２年以内

手続き可能な人

喪主

必要なもの

- □ 会葬礼状または葬祭領収書
- □ 口座番号確認書類（手続きする方のもの）
- □ 印鑑（手続きする方のもの）

問い合わせ先

健康政策課 公害保健係
（第二庁舎３階11番）
☎ 03-3908-9019

8．高齢福祉に関する手続き

高齢者に関する各種サービスを利用していた

手続き ①緊急通報システム、おむつ支給助成、訪問理美容、寝具乾燥、②徘徊高齢者家族支援、福祉電話、高齢者福祉マッサージ利用券、高齢者補聴器購入費助成などの手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が高齢者に関する各種サービスをご利用されていた場合は、終了等の手続きが必要です。 できるだけ速やかにお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
利用していたサービスにより必要なものが異なります。高齢福祉課へお問い合わせください。 なお、①②のサービスは、貸し出し物品の回収が必要となります。	高齢福祉課 高齢相談係 （第一庁舎１階９番） ☎ 03-3908-9083

シルバーパスを利用していた

手続き シルバーパスの返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がシルバーパスを利用されていた場合は、最寄りの常設発行窓口に返還してください。払戻しが受けられる場合があります。詳しくは東京バス協会へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ ご利用になっていたシルバーパス	東京バス協会シルバーパス案内専用電話 ☎ 03-5308-6950

8．高齢福祉に関する手続き

高齢者ヘルシー入浴補助券を持っている

手続き　高齢者ヘルシー入浴補助券の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が高齢者ヘルシー入浴補助券をお持ちの場合は、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 高齢者ヘルシー入浴補助券	長寿支援課 （第一庁舎１階16番） ☎ 03-3908-9017

MEMO

9. 税金に関する手続き

原付バイクや小型特殊自動車を持っていた

手続き 原付バイク、小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細

原付バイクや小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。

※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。

期　限

名義変更は相続人が決定した日から15日以内
廃車は亡くなられた日から30日以内

手続き可能な人

相続人代表者となる方

必要なもの

- □ 本人確認書類（届出者のもの）
- □ 標識交付証明書
- □ ナンバープレート
- □ 戸籍書類等家族関係がわかるもの（届出者が同一世帯者以外のご遺族の場合）

問い合わせ先

税務課 税務係
（第一庁舎２階12番）
☎ 03-3908-1114

代表として固定資産を共有していた

手続き 固定資産税関連の手続き

手続き詳細

固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続人の選定などの届出が必要です。

期　限

なし

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

都税事務所へご確認ください。

問い合わせ先

北都税事務所
☎ 03-3908-1171

9. 税金に関する手続き

住民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に住民税が課税されている場合、住民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	おおむね３カ月 **手続き可能な人** 相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 本人確認書類（手続きする方のもの）	税務課 （第一庁舎２階８番～11番） ☎ 03-3908-1113

MEMO

10. ペットに関する手続き

犬の飼い主だった

手続き　飼い主変更（犬の登録事項変更）の届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が犬の飼い主だった場合、飼い主変更の届出をしてください。新しい飼い主が同居のご家族であっても届出は必要です。 ※北区外で犬を飼うことになった場合は、新しい住所地に北区の鑑札をお持ちになり、「犬の転入届」の手続きをしてください。 ※環境省のWebサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録のある犬は、環境省のWebサイトから「所有者の変更登録」をしてください。（北区では、登録したマイクロチップを鑑札とみなしています。） 環境省Webサイト https://reg.mc.env.go.jp	飼い主が亡くなられた日の翌日から30日以内
手続き可能な人	
	新しい飼い主または代理人
必要なもの	**問い合わせ先**
北区内での変更に伴う届出には必要なものはありません。	生活衛生課 生活衛生係 （北区保健所） ☎ 03-3919-0431 各区民事務所

MEMO

区民相談室のご案内

区民相談室では、各分野の専門的な相談を行う「専門相談」を行っています。
※ご利用いただける方は、区内に住所を有する方です。
※相談の利用は予約制です。
　予約開始日：法律相談　　…相談希望日の前の週の月曜日から受付
　　法律相談以外…当月の最終相談日の翌日から翌月分を受付
※詳しくは北区ホームページをご覧いただくか、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

種　　類	日　　時	相談内容
法律相談（弁護士）	月・水・金曜 13時～15時30分	土地・建物、相続（税金を除く）、金銭貸借、損害賠償、離婚などの一般的な法的解決策
税金相談（税理士）	第２・３木曜日 13時～16時	相続税、贈与税、所得税などの税金全般
不動産取引相談（宅地建物取引士）	第１・３木曜日 13時～16時	土地・建物の売買などの不動産取引
登記等相談（司法書士）	第２木曜日 13時～16時	登記、債務整理、成年後見など
年金労働雇用相談（社会保険労務士）	第４木曜日 13時～16時	年金、労働保険・社会保険・人事・賃金などの労務
行政書士相談（行政書士）	第２火曜日 13時～16時	遺言書、遺産分割協議書、借地借家契約書などの作成方法

【予約・問い合わせ先】

広聴担当課区民相談室（北区役所第一庁舎３階２番）

☎０３－３９０８－１１０１

北区ホームページ
（区民相談室）

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		亡くなられた方の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求ができます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 王子税務署 ☎ 03-3913-6211
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 カ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

区役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	最寄りの警察署 王子警察署 ☎ 03-3911-0110(代) 赤羽警察署 ☎ 03-3903-0110(代) 滝野川警察署 ☎ 03-3940-0110(代)
パスポート	□	返納手続き	東京都パスポート 電話案内センター ☎03-5908-0400
在留カード・特別永住者証明書 特定在留カード・特定特別永住者証明書	□	返納手続き	東京出入国在留管理局 おだいば分室 ☎ 03-3599-1068
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
戦傷病者、戦没者遺族年金を受給していた	□	東京都福祉局へ お問い合わせください。	東京都福祉局 生活福祉部企画課 ☎03-5320-4077
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
普通自動車、125cc超のバイクを持っていた	□	名義変更、廃車手続き	東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2032
軽自動車を持っていた	□	名義変更、廃車手続き	軽自動車検査協会 東京主管事務所 練馬支所 ☎ 050-3816-3101

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 王子税務署 ☎ 03-3913-6211
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	東京法務局北出張所 ☎ 03-3912-2608
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、区役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要な場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、区役所にお越しください。

MEMO

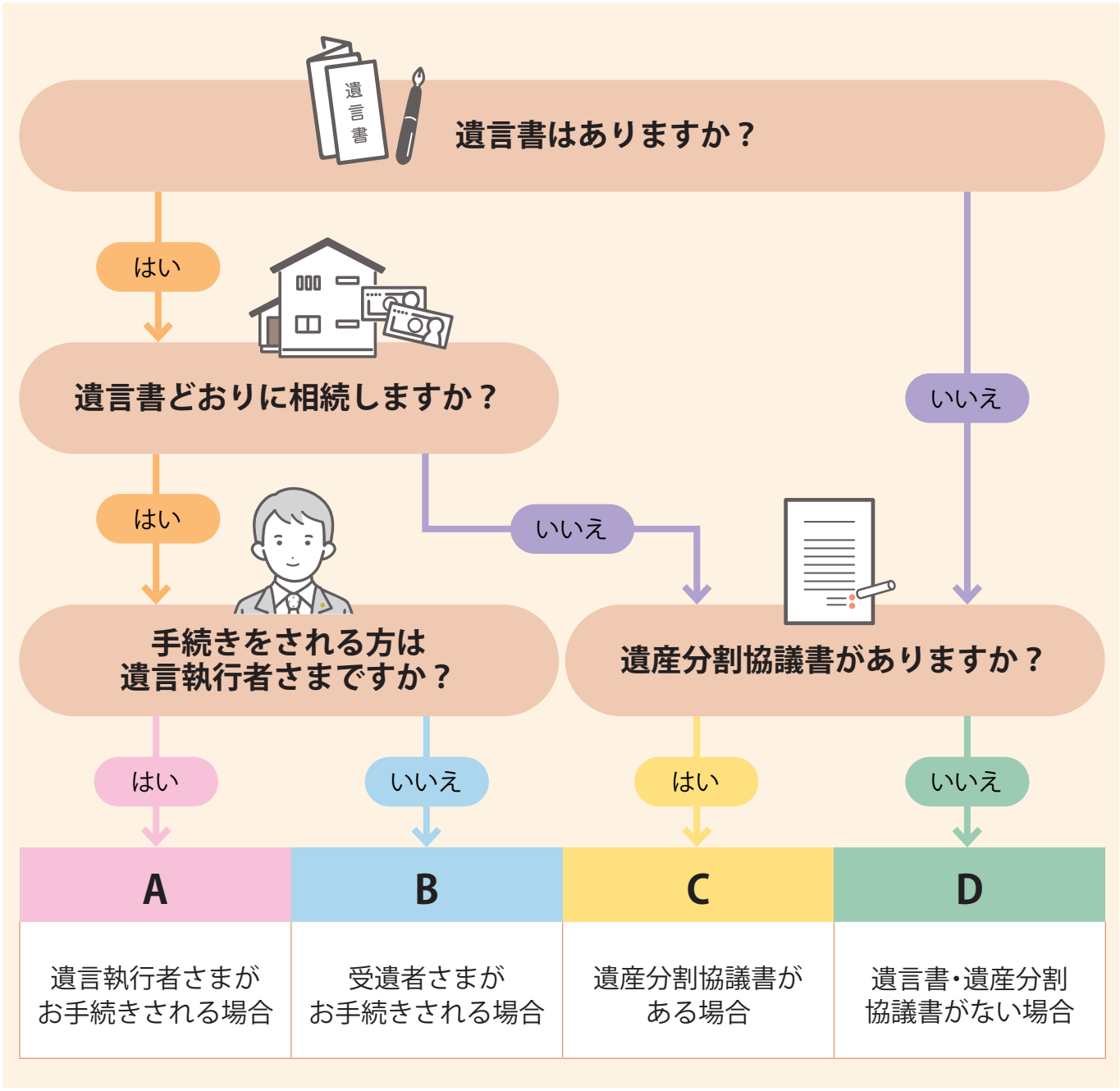
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳しくは各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	亡くなられた方の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	亡くなられた方の戸籍全部事項証明書	区市町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑登録証明書 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	区市町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍全部事項証明書	区市町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

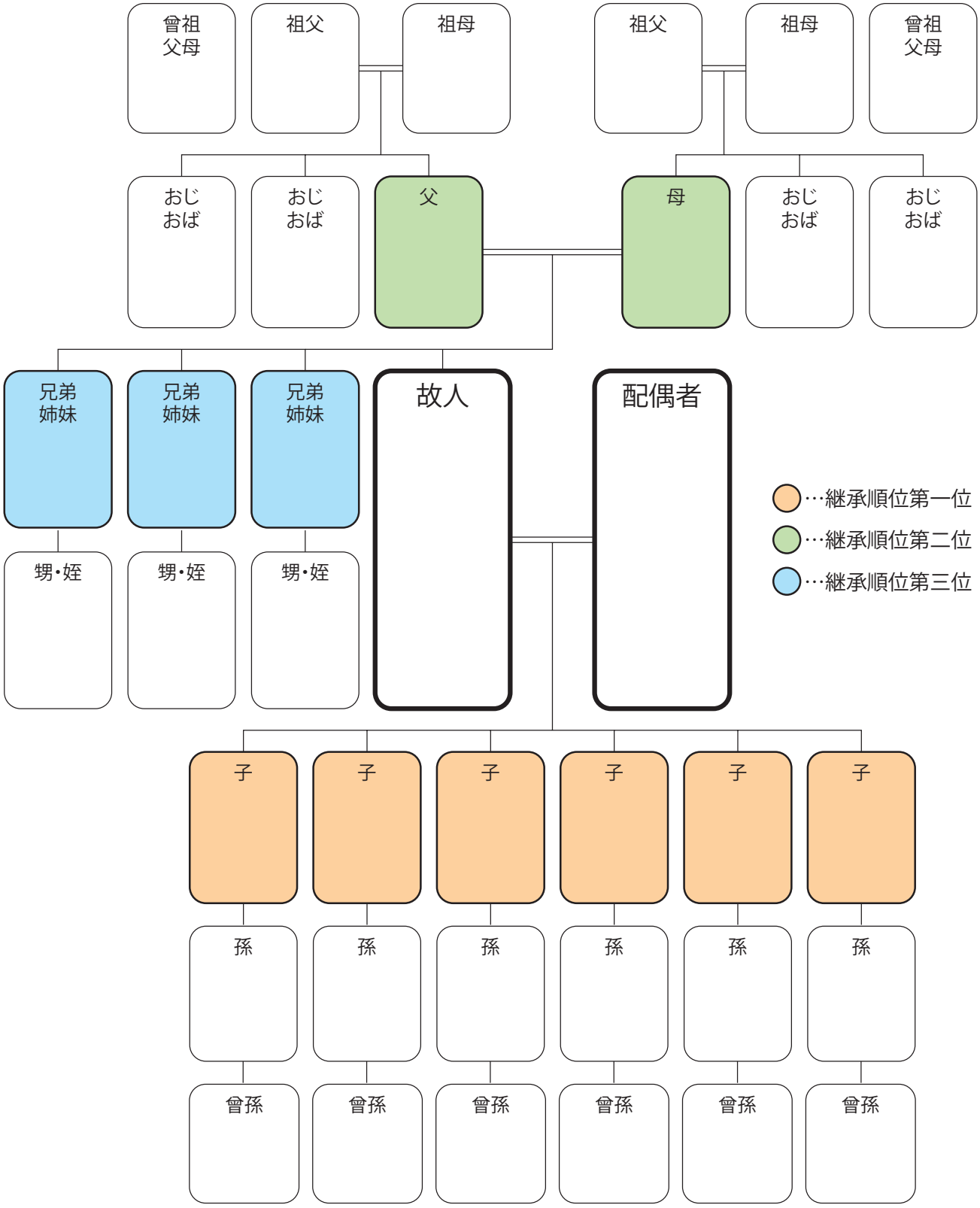
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍全部事項証明書が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍全部事項証明書が必要です」とお伝えください。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要です。
□	相続財産の調査		亡くなられた方の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要です。
□	相続放棄・限定承認	3カ月以内	亡くなられた方の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4カ月以内	亡くなられた方に1月1日から亡くなられた日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から４カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、さまざまな相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されました

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの
 変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

MEMO

※コピーしてお使いください

委任状

代理人

住所：

氏名：

生年月日：　　年　　月　　日

委任者との関係：

委任事項（具体的な手続き）

使用目的、提出先（証明書交付請求の場合）

私は、上記の者を代理人と定め、記載の事項に関する権限を委任します。

年　　月　　日

委任者

住所：

氏名（署名又は記名押印）：　　㊞

生年月日：　　年　　月　　日

日中の連絡先電話番号：　　（　　）

以下余白

［注意事項］

※ 委任状の書き方について、事前に各手続きの担当部署にてご確認ください。

※ 委任事項・使用目的・提出先は具体的に記入のうえ、証明交付請求の場合は必ず通数を記入してください。委任の内容に不分明な点があるときは、区から委任者に連絡することがあります。また、委任の内容等によっては、即日の対応をお断りする場合があります。

※ 窓口で代理人であることを明らかにするために、マイナンバーカード・運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

※ 委任者の承諾なしに委任状を作成して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪（刑法第159条ほか）で刑事罰の対象となり懲役に処せられることがあります。

MEMO

MEMO

MEMO

発　　行　北区役所
編集／制作　株式会社鎌倉新書
発 行 年　2026年9月
刊行物登録番号　8-1-030

東京都北区

